

一般社団法人 神奈川県専修学校各種学校協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人神奈川県専修学校各種学校協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

(支部)

第3条 この法人は、総会の決議により支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、神奈川県内の専修学校及び各種学校の協調と結束を図り、その社会的使命を果たすため、教育の資質向上と振興に関する事業を行い、もって専修学校及び各種学校の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 専修学校及び各種学校教育に関する調査研究
- (2) 専修学校又は各種学校の設置者、教職員等の研修及び福利厚生
- (3) 研究会及び講演会等の開催
- (4) 産学交流に関する事業
- (5) 会員校生徒のスポーツ振興及び親睦を図る事業
- (6) 専修学校及び各種学校教育に関する功労者及び会員校生徒の表彰
- (7) 専修学校及び各種学校教育における生涯学習に関する調査研究及び連絡調整等
- (8) 機関誌等刊行物の発行
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、神奈川県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員等)

第6条 この法人は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、前条の事業に参画できる、神奈川県に所在する学校教育法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校の代表者であって、次条により入会を認められた者
- (2) 特別会員 専修学校及び各種学校教育の振興に寄与し得る学識経験者又はこの法人の事業に賛同する者で、理事会の推薦に基づき総会の承認を得た者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

3 正会員が代表する専修学校及び各種学校を会員校という。

4 第1項第1号の代表者は、会員校の設置者又は学校長とする。ただし、会員校の設置者（設置者が法人である場合は、その主たる事務所）が神奈川県外に所在する場合は学校長とする。

(正会員の資格の取得)

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 8 条 この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、正会員は、別表のとおり、入会金及び毎年の会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の会員としての義務に著しく違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。
- 2 会員を除名するときは、当該会員に対し、当該総会の 7 日前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 正会員を除名したときは、当該正会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 8 条の支払い義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 正会員が代表する会員校が廃止されたとき。
- (4) 特別会員が死亡したとき。

第 4 章 総会

(構成)

第 12 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款及び規則の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 定時総会の議長は会長とし、その他の総会の議長は、当該総会において、正会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

2 正会員が法人である場合は、その法人の代表者が議決権を行使する。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

4 代理人が議決権を行使するに際しては、正会員が作成する代理権を証明する書面（委任状を含む。）を総会のつど会長に提出しなければならない。

5 理事会において、総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができること定め、その旨を総会の招集に当たり正会員に通知したときは、正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。

6 前 2 項により行使した議決権の数は、総会に出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会に出席した正会員のうち総会において指名された 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 20 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以上 25 名以内
- (2) 監事 3 名

2 理事のうち 1 名を会長、4 名以内を副会長及び 7 名以内を常任理事とする。

3 前項のうち会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 会長、副会長及び常任理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとし、増員により選任された理事の任期は現任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職
- (4) 支部長の選任

(招集)

第 29 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 前 2 項に基づき理事会を招集する場合は、会長又は理事は理事会の日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対して理事会の日時及び場所並びに理事会の目的である事項を記載した書面をもって、招集の通知を発しなければならない。

4 前 3 項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 32 条 前条の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産)

第 34 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産により生ずる果実
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(義務の負担等)

第 37 条 この法人の収支予算書で定めるものを除き、新たに義務を負担し、権利を放棄しようとするときは、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。借入金（当該事業年度の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 40 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第 41 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 42 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

第 11 章 補則

(委任)

第 45 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は、岩崎幸雄とする。

4 この定款の一部改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(第 34 条(2))

別表 入会金及び会費（第8条関係）

入会金	500,000 円	
	会費は、均等割の会費に学生生徒数割の会費を加算する。	
会 費	1 均等割会費	
	(1) 学校法人立専修学校	150,000 円
	(2) 学校法人立各種学校	90,000 円
	(3) (1)以外の専修学校	45,000 円
	(4) (2)以外の各種学校	20,000 円
	2 学生生徒数割会費	
	(1) 1名 ～ 50名	7,000 円
	(2) 51名 ～ 100名	10,000 円
	(3) 101名 ～ 150名	14,000 円
	(4) 151名 ～ 200名	18,000 円
	(5) 201名 ～ 300名	22,000 円
	(6) 301名 ～ 400名	27,000 円
	(7) 401名 ～ 500名	35,000 円
	(8) 501名 ～ 600名	45,000 円
(9) 601名 ～ 800名	57,000 円	
(10) 801名 ～ 1,000名	69,000 円	
(11) 1,001名 ～ 2,000名	81,000 円	
(12) 2,001名以上	93,000 円	